

令和 5 年 9 月 1 日

お客様各位

小浜信用金庫

カードローン「はましんキャッスル・プラス」「はましんシルバーきゃっする」 の契約規定等の改定について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申しあげます。

この度、当金庫では令和 5 年 10 月 2 日（月）より、標記商品の契約規定等を改定いたします。
なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客様に対しても適用されますので
ご了承ください。

記

1. 商品名

カードローン「はましんキャッスル・プラス」（信金ギャランティ保証）

カードローン「はましんシルバーきゃっする」（信金ギャランティ保証）

2. 改定内容

(1) 個人情報に関する同意条項の改定

全国銀行個人信用情報センターへ登録される情報のうち

ア. 不渡情報

不渡情報を登録情報より全削除

イ. 官報情報

登録期間の変更

旧：破産手続開始決定等を受けた日から 10年を超えない期間

新：破産手続開始決定等を受けた日から 7年を超えない期間

(2) カードローン契約規定および保証委託約款の改定

改定箇所	改定前	改定後
カードローン契約規定 第 4 条第 1 項 新規貸越の禁止	—	(追加) ④借主が死亡したとき
カードローン契約規定 第 10 条第 1 項 期限前の全額返済義務	⑥借主に相続の開始が あったとき	(削除)
保証委託約款 第 6 条第 1 項 求償権の事前行使	④相続の開始があった とき	(削除)

(3) 改定日

令和 5 年 10 月 2 日（月）

以上